

様式 1

明 細 書

作成日 令和元年 8 月 19 日

更新日 令和 5 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：カゴシマケンオオシマグンワドマリチヨウワドマリ
(〒891-9112) 鹿児島県 大島郡 和泊町 和泊 185- 1

名称（フリガナ）：オキノエラブカキセンモンノウギョウキョウドウクミアイ
沖永 良部 花 き 専門 農業 協同 組合

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 三島 生康

ウェブサイトのアドレス：<http://www.flower-erabu.jp/>

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第12類 観賞用の植物類

区分に属する農林水産物等：切花（ゆり）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：えらぶゆり、ERABU LILY、Erabu Yuri

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：鹿児島県大島郡和泊町及び知名町

5 農林水産物等の特性

「えらぶゆり」は、沖永良部島など南西諸島に自生していたテッポウユリから繁殖・育種されたゆりである。

ヨーロッパでは、多輪でボリュームがある香りが強いゆりが好まれるが、日本では、1本に2輪から4輪の花が咲き、ほのかな香りを持つ純白の花色で、葉の形が丸みを帯びているゆりが好まれ、「えらぶゆり」はその需要に適している。

沖永良部島は、テッポウユリの日本一の産地であり、特に、他産地からの出荷が減少する12月から4月は、温暖な気候で生産される「えらぶゆり」が国産テッポウユリの出荷量全体の80%を占めており、年末年始や春彼岸の時期の冠婚葬祭や正月花、墓参りなどに欠かせない花となっている。

東京都中央卸売市場におけるテッポウユリのシェアは、数量・金額共に鹿児島県産が日本一を占めており、1本あたりの単価も他県産より高く、その大半は沖永良部島産である。
(資料1)

また、中央・地方の卸売市場からは、出荷規格や検査体制が整備され、鮮度保持剤や真空予冷により、高品質なゆりが安定して供給されると信頼されており、実需者からは、香りが強すぎず凛とした姿が冠婚葬祭に向くと評価され、予約相対取引の需要や指名での注

文が増え、今後も需要が見込まれている。(資料2)

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

鹿児島県が推奨するテッポウユリ品種の中から、えらぶゆりブランド推進協議会（構成員は、県、町、生産者団体）が現地適応性などを協議し、選定した品種とする。

(2) 栽培方法

沖永良部島内で生産された球根を使用する。

えらぶゆりブランド推進協議会が、鹿児島県花き栽培技術をもとに定めた栽培基準により栽培する。

(3) 出荷規格

病虫害被害花、茎軸が軟弱なもの、蕾が開きかけのものは出荷しない。

(4) 最終製品としての形態

「えらぶゆり」の最終製品としての形態は、切花（ゆり）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

沖永良部島は、鹿児島の南南西546kmに位置する隆起珊瑚礁（コーラル）の島で、年平均気温22℃、冬季の平均気温17℃と年間を通して温暖な気候であり、生育適温が、15～25℃の「えらぶゆり」を無加温で栽培できる。

「えらぶゆり」は、自生のテッポウユリを起源とするため、周囲を海に囲まれ潮風害等の影響を受けやすい島の環境にも適しており、現在、国内で生産される切花の多くが輸入球根で生産される中、島内で生産・選別された球根を用い、切花までを一貫して生産している。また、切花輸送時の温度変化による品質低下を防ぐため、温度管理の調査・研究を行い、昭和56年に大型冷蔵庫、昭和57年に冷蔵コンテナ、平成3年に真空予冷装置を導入し、全国の市場へ向けた鮮度保持流通体系を構築したことや、太平洋側に和泊港、東シナ海側には伊延港の2港があることで、高品質な切花を安定して出荷できる。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

明治32年、自生しているゆりを発見した英国人の助言により、山野に自生するゆりを海岸畑に植えたのが栽培の始まりといわれている。（「えらぶユリ栽培百周年記念誌」）

明治35年、本格的にゆり栽培が始まり、ゆり取引が開始された。その後、沖永良部島は、球根の一大産地となり、昭和55年に組合を設立、昭和56年に球根から花まで島内で一貫生産したテッポウユリの切花を「えらぶゆり」として出荷を始めた。また、ウイルスフリー球根の培養も開始した。

平成24年に「えらぶゆりブランド産地推進協議会」を設立。平成25年には、鹿児島県から生産者団体が、安心・安全で品質の良い産品を安定的に生産出荷できる産地として、「かごしまブランド」の産地指定及び団体認定を受けた。

平成28年には、沖永良部島空港の愛称が「えらぶゆりの島空港」となり、島全体で「えらぶゆり」の振興を図っている。

平成30年現在、両町で生産者74名、栽培面積110ha、出荷本数270万本で、冬春期の責任

産地として市場の期待に応え、全国各地に出荷されている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

[REDACTED]

別記様式 1

明 細 書

作成日 令和元年 8 月 19 日

更新日 令和 2 年 6 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：カゴシマケンオオシマゲンタツゴウチョウウラ
(〒894-0104) 鹿児島県大島郡龍郷町浦111-1
名称（フリガナ）：アマミノウギョウキョウドウクミアイ
あまみ農業協同組合
代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 窪田博州
ウェブサイトのアドレス：<http://ja-amami.or.jp/>

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第12類 観賞用の植物類
区分に属する農林水産物等：切花（ゆり）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：えらぶゆり、ERABU LILY、Erabu Yuri

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：鹿児島県大島郡和泊町及び知名町

5 農林水産物等の特性

「えらぶゆり」は、沖永良部島など南西諸島に自生していたテッポウユリから繁殖・育種されたゆりである。

ヨーロッパでは、多輪でボリュームがある香りが強いゆりが好まれるが、日本では、1本に2輪から4輪の花が咲き、ほのかな香りを持つ純白の花色で、葉の形が丸みを帯びているゆりが好まれ、「えらぶゆり」はその需要に適している。

沖永良部島は、テッポウユリの日本一の産地であり、特に、他産地からの出荷が減少する12月から4月は、温暖な気候で生産される「えらぶゆり」が国産テッポウユリの出荷量全体の80%を占めており、年末年始や春彼岸の時期の冠婚葬祭や正月花、墓参りなどに欠かせない花となっている。

東京都中央卸売市場におけるテッポウユリのシェアは、数量・金額共に鹿児島県産が日本一を占めており、1本あたりの単価も他県産より高く、その大半は沖永良部島産である。（資料1）

また、中央・地方の卸売市場からは、出荷規格や検査体制が整備され、鮮度保持剤や真空予冷により、高品質なゆりが安定して供給されると信頼されており、実需者からは、香りが強すぎず凛とした姿が冠婚葬祭に向くと評価され、予約相対取引の需要や指名での注文が増え、今後も需要が見込まれている。（資料2）

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種

鹿児島県が推奨するテッポウユリ品種の中から、えらぶゆりブランド推進協議会（構成員は、県、町、生産者団体）が現地適応性などを協議し、選定した品種とする。

（2）栽培方法

沖永良部島内で生産された球根を使用する。

えらぶゆりブランド推進協議会が、鹿児島県花き栽培技術をもとに定めた栽培基準により栽培する。

（3）出荷規格

病虫害被害花、茎軸が軟弱なもの、蕾が開きかけのものは出荷しない。

（4）最終製品としての形態

「えらぶゆり」の最終製品としての形態は、切花（ゆり）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

沖永良部島は、鹿児島島の南南西546kmに位置する隆起珊瑚礁（コーラル）の島で、年平均気温22℃、冬季の平均気温17℃と年間を通して温暖な気候であり、生育適温が、15～25℃の「えらぶゆり」を無加温で栽培できる。

「えらぶゆり」は、自生のテッポウユリを起源とするため、周囲を海に囲まれ潮風害等の影響を受けやすい島の環境にも適しており、現在、国内で生産される切花の多くが輸入球根で生産される中、島内で生産・選別された球根を用い、切花までを一貫して生産している。また、切花輸送時の温度変化による品質低下を防ぐため、温度管理の調査・研究を行い、昭和56年に大型冷蔵庫、昭和57年に冷蔵コンテナ、平成3年に真空予冷装置を導入し、全国の市場へ向けた鮮度保持流通体系を構築したことや、太平洋側に和泊港、東シナ海側には伊延港の2港があることで、高品質な切花を安定して出荷できる。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

明治32年、自生しているゆりを発見した英国人の助言により、山野に自生するゆりを

海岸畑に植えたのが栽培の始まりといわれている。（「えらぶユリ栽培百周年記念誌」）

明治35年、本格的にゆり栽培が始まり、ゆり取引が開始された。その後、沖永良部島は、球根の一大産地となり、昭和55年に組合を設立、昭和56年に球根から花まで島内で一貫生産したテッポウユリの切花を「えらぶゆり」として出荷を始めた。また、ウイルスフリー球根の培養も開始した。

平成24年に「えらぶゆりブランド産地推進協議会」を設立。平成25年には、鹿児島県から生産者団体が、安心・安全で品質の良い産品を安定的に生産出荷できる産地として、「かごしまブランド」の産地指定及び団体認定を受けた。

平成28年には、沖永良部島空港の愛称が「えらぶゆりの島空港」となり、島全体で「えらぶゆり」の振興を図っている。

平成30年現在、両町で生産者74名、栽培面積110 ha、出荷本数270万本で、冬春期の責任産地として市場の期待に応え、全国各地に出荷されている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

（1）法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

（2）法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

[Redacted contact information]